

国際勝共連合の主張、世耕弘成氏を含む自民党・日本会議等の主張の主な一致点

論点	国際勝共連合の主張	世耕弘成氏・自民党・日本会議等	自民党改憲草案（2012）、実現した法律など
戦後レジームからの脱却、自主憲法制定	<p>現在の世相から現行憲法がいかに矛盾に満ちているかは、多くの国民の知るところであります。今こそ戦後レジームから脱却し、日本人自らが新たな国家像を求め自主憲法を制定すべきです。（国際勝共連合HP（旧）「勝共運動とは」、https://web.archive.org/web/20181113120854/http://www.ifvoc.org:80/intro.html）</p> <p>現行憲法の何が問題かを見てみよう。憲法前文が「スバリ言えば、連合諸国に対する『詫び状』」（吉田和男・京都大学名誉教授）であるように、本来書くべき国家理念が欠落しており、時代錯誤の「植民地宣言」に終始している。（国際勝共連合HP（新）、初出は『世界思想』5月号、特集「憲法を取り戻せ」、https://www.ifvoc.org/news/sekaishiso/）</p> <p>戦後憲法こそ、歴史の断絶を体現しているからだ。そもそも日本人自らが作ったものではない。……すなわち連合は最初から日本の国体の変革を目指し、帝国憲法から「民主憲法」に転換しない限り占領し続けると考えていた。民主主義を唱えつつ、占領下の憲法制定という国際法に違反する非民主主義的行動を行う、この矛盾を押し隠して現行憲法を制定した。（国際勝共連合HP（新）、「改憲で「令和」の時代を切り拓こう」、https://www.ifvoc.org/news/shiso-np190501-1/）</p>	<p>戦後レジームからの脱却を成し遂げるためには憲法改正が不可欠です。（安倍晋三HP、https://www.s-abe.or.jp/policy/consitution_policy）</p> <p>〔この憲法改正草案は〕国民主権、基本的人権、平和主義、これは堅持すると言っている。皆さん、この3つはマッカーサーが押しつけた戦後レジームそのものじゃないですか。この3つをなくさなければ、本当の自主憲法にはならないんですよ（長勢甚遠・第一次安倍内閣法務大臣、2012/05/10 創生「日本」東京研修会、https://youtu.be/OR0XvL3kDpA 14:20頃〜）</p> <p>戦後レジームからの脱却を真剣に考えよう ……安倍内閣が目指してきたもの、それは終戦直後、アメリカによる占領下で、あるいは極端な日本の文化・伝統を否定する風潮の中で定められ、六十年間に渡って改正の手を付けられてこず、また一部の極端な勢力により利用されてきた、諸制度に果敢に改革のメスを入れることであります。そのことによって戦後六十年間日本の社会に溜まった埃や垢や錆を払い落とし、二十一世紀型の日本らしい国づくりを、日本人自身の手によって行っていこうという崇高な目標に向かって歩を進めていこうとしていたので。（世耕弘成、日本会議設立10周年大会、2007年9月11日、https://web.archive.org/web/20191202115024/http://www.nipponkaigi.org/voice/10years）</p>	
歴史・文化・伝統（国柄）をふまえた憲法とする	<p>現行の憲法前文はマッカーサー草案の直訳で翻訳特有の悪文、かつ連合諸国への「詫び状」、占領体制への「植民地宣言」と言えます。過剰な人権主義、歴史と伝統を否定した偏った国民主権が謳われています。新憲法の前文は、日本の国の成り立ち、「<u>国柄</u>」や「<u>国のかたち</u>」を明示し、歴史と伝統をふまえたものとするべきです。（国際勝共連合HP（旧）「勝共運動とは」、https://web.archive.org/web/20181113120854/http://www.ifvoc.org:80/intro.html）</p>	<p>立憲主義の思想は、憲法の役割、憲法改正について考える上でベースとなることは論をまたない。同時に日本国憲法には<u>国柄</u>、<u>国のかたち</u>、国民としての規範、理念を表現することも重要であり、これらは立憲主義と対立しない。（船田元、平成27年5月衆議院憲法審査会、http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kenpou.nsf/html/kenpou/189-05-07.htm）</p> <p>日本の歴史と<u>国柄</u>を踏まえた、誇りの持てる新憲法の制定を目指します。（神道政治連盟HP「神政連とは」、http://www.sinseiren.org/shinseirentoha/shinseirentoha.htm）</p>	<p>（前文）日本国は、長い歴史と固有の文化を持ち、国民統合の象徴である天皇を戴く国家であって、国民主権の下、立法、行政及び司法の三権分立に基づいて統治される。我が国は、先の大戦による荒廃や幾多の大災害を乗り越えて発展し、今や国際社会において重要な地位を占めており、平和主義の下、諸外国との友好関係を増進し、世界の平和と繁栄に貢献する。日本国民は、国と郷土を誇りと気概を持って自ら守り、基本的人権を尊重するとともに、和を尊び、<u>家族や社会全体が互いに助け合って国家を形成する</u>。我々は、自由と規律を重んじ、美しい国土と自然環境を守りつつ、教育や科学技術を振興し、活力ある経済活動を通じて国を成長させる。日本国民は、良き伝統と我々の国家を末永く子孫に継承するため、ここに、この憲法を制定する。</p>
天皇＝元首	<p>第1章では「天皇」を掲げながら「元首」と明記せず、しかも伝統的儀式まで違憲扱いしています。（国際勝共連合HP（旧）「自主憲法制定」、https://web.archive.org/web/20170404112516/http://www.ifvoc.org/opinion/opinion_kenpou01.html）</p>	<p>「元首」…国の代表は誰かを明記すること国際社会では、天皇は日本国の元首として扱われています。しかし、国内では、「天皇は単なる象徴にすぎない」とか、「元首は首相だ、国会議長だ」という憲法論議が絶えません。国家元首は一体誰なのか、憲法に明記する必要があります。（憲法改正を実現する1000万人ネットワークHP、Q&A、https://kenpou1000.org/faq/）</p> <p>天皇が国民に政治を委任されてきたというのが日本の政治システムであり……、主権がどちらにあるかとの西洋的二者択一論を無造作に導入すれば、日本の政治システムは解体する。<u>現憲法の国民主権思想はこの一点において否定されなければならない。</u>（『祖国と青年』1993年4月号）（AERA編集部「憲法改正を訴える日本会議の「危ない」正体」2016年07月12日、東洋経済オンライン https://toyokeizai.net/articles/-/126794?page=3 より孫引き）</p>	<p>第1条 天皇は、日本国の元首であり、日本国及び日本国民統合の象徴であって、その地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく。</p>

論点	国際勝共連合の主張	世耕弘成氏・自民党・日本会議等	自民党改憲草案（2012）、実現した法律など
政教分離の緩和	<p>政教完全分離は世界にない暴挙ところが、共産勢力は伝統儀式の破壊を目論んでいる。共産党は即位礼正殿の儀を欠席した。その理由を「高御座(たかみくら)の上から天皇が即位を宣し、その下で三権の長が『天皇陛下万歳』と声を上げる儀式のやり方は明治時代のやり方を引き継ぐもので、憲法の国民主権、政教分離の原則に反する」（小池晃書記局長）としている。</p> <p>これは時代錯誤の反対論だ。180カ国の賓客の誰が国民主権や政教分離の原則に反すると考えようか。一人もおられまい。（国際勝共連合HP（新）「思想新聞 主張：わが国の皇室儀式を守り抜こう」、2019/10/31、https://www.ifvoc.org/news/shiso-np19-1101/）</p>	<p>今日の日本は、祭政一致の日本の国家哲学を政教分離の思想によって否定する思想風潮がある。……政教分離思想によって、祭政一致の国家哲学を否定することは……、まさに歴史を冒瀆する愚挙と言わねばならない。（『祖国と青年』1990年8月号）（AERA編集部「憲法改正を訴える日本会議の「危ない」正体」2016年07月12日、東洋経済オンライン https://toyokeizai.net/articles/-/126794?page=3 より孫引き）</p>	<p>第20条の3 国及び地方自治体その他の公共団体は、特定の宗教のための教育その他の宗教的活動をしてはならない。<u>ただし、社会的儀礼または習俗的行為の範囲を超えないものについては、この限りでない。</u></p> <p>第89条 公金その他の公の財産は、<u>第20条第3項ただし書に規定する場合を除き、宗教的活動を行う組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため支出し、又はその利用に供してはならない。</u></p>
「人権」の過剰を是正し「義務」を示す	<p>憲法3章の「権利と義務」では権利が22カ条なのに義務は3カ条のみです。執拗に権利が叫ばれ、義務や道徳観がないがしろにされ、人権天国となっています。マッカーサー草案にあった家族条項も削除され、行き過ぎた個人主義が闊歩しています。新憲法では人権と「公共の福祉」「公の秩序」との整合性を図り、<u>権利には義務と責任が伴うことを明示すべきです。</u>（国際勝共連合HP（旧）「勝共運動とは」、https://web.archive.org/web/20181113120854/http://www.ifvoc.org:80/intro.html）</p> <p>第3章では義務がないがしろにされ「何でも権利」「何でも自由」の土壌を生み、「家父長制」を否定せんがために伝統的な家族まで壊し、過度な政教分離によって伝統文化を否定し、宗教・道徳的基盤を国民から剥ぎ取り、教育荒廃を招いています。（国際勝共連合HP（旧）「自主憲法制定」、https://web.archive.org/web/20170404112516/http://www.ifvoc.org/opinion/opinion_kenpou01.html）</p>	<p>国民が権利は天から付与される、義務は果たさなくていいと思ってしまうような天賦人權論は止めよう、というのが私たちの基本的考え方です。（片山さつき、Twitter, 2012/12/07）</p> <p>〔生活保護制度の〕見直しに反対する人の根底にある考え方は、フルスベックの人権をすべて認めてほしいというものだ。……しかしわれわれは、税金で全額生活を見てもらっている以上、憲法上の権利は保障したうえで、一定の権利の制限があって仕方がないと考える。（世耕弘成「生活保護の給付水準下げ自立意欲高め、権利の制限は仕方ない」『週刊東洋経済』2012年7月7日号、https://toyokeizai.net/articles/-/9611/）</p> <p>25条だけでなく、日米の社会主義者の合作である現在の憲法全体も権利偏重、義務軽視であることはもはやいうまでもありません。（八木秀次（安倍首相ブレイン）、「福祉国家亡国論を再提起する」『正論』2012年8月号、p. 107）</p>	<p>第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力により、保持されなければならない。国民は、これを濫用してはならず、<u>自由及び権利には責任及び義務が伴うこと</u>を自覚し、常に公益及び公の秩序に反してはならない</p> <p>第13条 全て国民は、<u>人として</u>〔一人として〕尊重される。生命、自由及び幸福求に対する国民の権利については、<u>公益及び公の秩序</u>〔一人公共の福祉〕に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大限に尊重されなければならない</p> <p>（旧第97条 全削除）</p>
9条改正・国防軍創設	<p>9条1項の「戦争の放棄」、2項の「戦力の不保持」「交戦権否定」を文字通りに解釈した非武装論が未だにまかり通っています。自衛権は保持すると解釈しても国際常識から逸脱した足かせをはめられ、国の安全、国際貢献でも支障をきたしています。（国際勝共連合HP（旧）「勝共運動とは」、https://web.archive.org/web/20181113120854/http://www.ifvoc.org:80/intro.html）</p> <p>国家にあるべき「戦力」を否定し、このため防衛力を十分に整備できず、自衛隊が国際貢献に赴く際にも足かせになっています。（国際勝共連合HP（旧）「勝共運動とは」、https://web.archive.org/web/20181113120854/http://www.ifvoc.org:80/intro.html）</p> <p>南シナ海・東シナ海での実効支配を目論む、共産主義国家・中国の覇権拡大を許してはなりません。緊張が高まる朝鮮半島においては、北朝鮮は我が国をも標的とする核開発やミサイル発射実験を繰り返しています。国際テロを防止する方策も講じなければなりません。</p> <p>アジアの地殻変動期とも言える現状で、国際共産主義の脅威から我が国の平和と安全を守るため、防衛力強化、スパイ防止法制定など安全保障体制をいっそう強化する必要があります。</p> <p>2017年度は「安保関連法」（2016年施行）を定着させ、日本・米国・韓国結束を基軸とした、より機動的な態勢づくりが望まれます。（世界平和連合HP「防衛力のある国 日本へ」、http://www.fwp-japan.org/anzenhoshou/）</p>	<p>「9条」…平和条項とともに自衛隊の規定を明記すること</p> <p>自衛隊は国防の要であり、さらに世界の平和貢献活動や大規模災害支援にも大きな役割を果たしています。しかし、憲法上「違憲」の疑義があると指摘され、自衛隊の憲法上の根拠はあいまいです。9条1項の平和主義を堅持するとともに、9条2項を改正して、<u>自衛隊の国軍としての位置づけを明確する必要があります。</u>（憲法改正を実現する1000万人ネットワークHP、Q&A、https://kenpou1000.org/faq/）</p> <p>憲法前文には「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」と記述されています。世界の国々、人々は平和を愛しているから日本の安全、国民の安全は世界の人々に任せましょうという意味にほかなりません。</p> <p>普通国家であれば「わたし達は断固として国民の生命、財産、領土を守る」という決意が明記されるのが当然です。（安倍晋三HP、https://www.s-abe.or.jp/policy/consutitution_policy）</p>	<p>第9条の2 我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮官とする<u>国防軍</u>を保持する。</p> <p>3 国は、主権と独立を守るため、<u>国民と協力して</u>、領土、領海及び領空を保全し、その資源を確保しなければならない。</p>

論点	国際勝共連合の主張	世耕弘成氏・自民党・日本会議等	自民党改憲草案（2012）、実現した法律など
<p>集団的自衛権</p>	<p>第2章の9条では国際法（国連憲章条約）が認めた集団的自衛権行使を違憲視します（政府解釈）。（国際勝共連合HP（旧）「勝共運動とは」、https://web.archive.org/web/20181113120854/http://www.ifvoc.org:80/intro.html）</p> <p>国連憲章は個別的及び集団的自衛権を国の固有の権利と明示しています。新たな憲法では、国際法に基づき自衛権としての「軍事力」の保持を明記し、その際の交戦権も認め、同時に国民の国防義務も明らかにすべきです。（国際勝共連合HP（旧）「勝共運動とは」、https://web.archive.org/web/20181113120854/http://www.ifvoc.org:80/intro.html）</p>	<p>今回、新たな9条2項として、「自衛権」の規定を追加していますが、これは、従来の政府解釈によっても認められている、主権国家の自然権（当然持っている権利）としての「自衛権」を明示的に規定したものです。この「自衛権」には、国連憲章が認めている個別的自衛権や集団的自衛権が含まれていることは、言うまでもありません。（自民党『日本国憲法改正草案 Q&A（増補版）』、p. 10、https://jimin.jp-east-2.storage.api.nifcloud.com/pdf/pamphlet/kenpou_qa.pdf）</p>	<p>安保関連法、解釈改憲</p>
<p>緊急事態条項</p>	<p>そもそも日本では、世界のほとんどの国で制定している緊急事態基本法が存在しない。緊急事態基本法とは、国家緊急事態と呼ばれる状況において、総理が「緊急事態宣言」を発令し、日本国憲法の大原則である「<u>人権の尊重</u>」と「<u>権力の分立</u>」を一定の範囲で制限してでも対処を行うことを可能とする法律である。</p> <p>東日本大震災では、この法律がなかったがゆえに多くの問題が生じた。<u>私権の制限ができなかった</u>がゆえに、ガソリンや医薬品などを他の地域で制限し、被災地に優先的に送ることができなかった。（国際勝共連合HP（旧）「自主憲法制定」、https://web.archive.org/web/20170404112516/http://www.ifvoc.org/opinion/opinion_kenpou01.html）</p> <p>民主党政権でも、災害対策基本法の改正など、緊急時のための法整備の検討はしばしば行われてきた。しかし「人権左派」が多く所属していた民主党では、非常時においても<u>基本的人権を過度に重視する傾向</u>がみられ、抜本的な改正には踏み出せなかった。いわゆる「骨抜き」にされたのである。（国際勝共連合HP（旧）「自主憲法制定」、https://web.archive.org/web/20170404112516/http://www.ifvoc.org/opinion/opinion_kenpou01.html）</p> <p>防衛力のある国 日本へ 共産主義国家・中国の覇権拡大を許してはなりません。また、大規模自然災害への対応が急務です。私たちは国民の生命・財産を守る為の政策を支持・推進します。</p> <p>①自主防衛体制を強化しよう！ ②日米安保体制、日韓防衛協力の強化を！ ③大規模災害等、緊急事態への対応を急げ！ （世界平和連合HP、http://www.fwp-japan.org/）</p>	<p>「緊急事態」…大規模災害などに対応できる緊急事態対処の規定を 東日本大震災は、1,000年に一度という想定できない大惨事を招きましたが、緊急事態対処の憲法規定があれば、多くの国民を災害から守ることができました。来るべき大災害に対処しうる憲法規定が必要となっています。（憲法改正を実現する1000万人ネットワークHP、Q&A、https://kenpou1000.org/faq/）</p> <p>自民党憲法改正推進本部（細田博之本部長）は、大規模災害などに対応する緊急事態条項の条文案に、<u>政府への権限集中や、国民の私権制限の規定を盛り込む方針</u>を固めた。これまでは国会議員任期の特例的な延長に絞っていたが、党内に「（私権制限を明記した）2012年の党改憲草案に沿うべきだ」と異論が強く、方針を転換した。7日の全体会で条文案を示し、意見集約を目指す。（毎日新聞、2018年3月6日、https://mainichi.jp/articles/20180306/k00/00m/010/149000c）</p> <p>後段の基本的人権の尊重規定は、<u>武力攻撃事態対処法</u>の基本理念の規定（同法3条4項後段）をそのまま援用したものです。党内議論の中で、「緊急事態の特殊性を考えれば、この規定は不要ではないか。」「せめて『最大限』の文言は削除してはどうか。」などの意見もありましたが、緊急事態においても基本的人権を最大限尊重することは当然のことであるので、原案のとおりとしました。逆に「緊急事態であっても、基本的人権は制限すべきではない。」との意見もありますが、国民の生命、身体及び財産という<u>大きな人権を守るために、そのため必要な範囲でより小さな人権がやむなく制限されることもあり得るもの</u>と考えます。（自民党『日本国憲法改正草案 Q&A（増補版）』、pp. 35-36、https://jimin.jp-east-2.storage.api.nifcloud.com/pdf/pamphlet/kenpou_qa.pdf）</p>	<p>第98条 内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その他の法律で定める緊急事態において、特に必要があると認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、緊急事態の宣言を発することができる。（新設）</p> <p>第99条 緊急事態の宣言が発せられたときは、法律の定めるところにより、内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定することができるほか、内閣総理大臣は財政上必要な支出その他の処分を行い、地方自治体の長に対して必要な指示をすることができる。</p> <p>2 前項の政令の制定及び処分については、法律の定めるところにより、事後に国会の承認を得なければならない。</p> <p>3 緊急事態の宣言が発せられた場合には、何人も、法律の定めるところにより、当該宣言に係る事態において国民の生命、身体及び財産を守るために行われる措置に関して発せられる国その他公の機関の指示に従わなければならない。</p> <p><u>この場合においても、第14条、第18条、第19条、第21条その他の基本的人権に関する規定は、最大限に尊重されなければならない。</u></p> <p>4 緊急事態の宣言が発せられた場合においては、法律の定めるところにより、その宣言が効力を有する期間、衆議院は解散されないものとし、両議院の議員の任期及びその選挙期日の特例を設けることができる。（新設）</p>

論点	国際勝共連合の主張	世耕弘成氏・自民党・日本会議等	自民党改憲草案（2012）、実現した法律など
<p>家族条項、選択的夫婦別姓反対</p>	<p>「世界人権宣言」が家庭を社会の基本とし国の保護を受ける権利を有するとしているように、新憲法にもその旨を明記すべきです。（国際勝共連合HP（旧）「勝共運動とは」、https://web.archive.org/web/20181113120854/http://www.ifvoc.org:80/intro.html）</p> <p>結婚制度とは主に、子供を生み、育てるための仕組みである。従って、自然には出産が想定されない同性カップルを制度の対象外とするのは当然である。（『世界日報』2019/2/17、https://www.worldtimes.co.jp/opinion/editorial/93305.html）</p> <p>姓は夫婦と子供からなる家族共同体の名称という意味を持つ。それが別姓になれば、姓は共同体の名称でなくなり、家族が根底から崩れかねない。（『世界日報』2018/2/19、https://www.worldtimes.co.jp/opinion/editorial/84684.html）</p> <p>家庭力のある国 日本へ 社会の基本単位「家庭」の強化こそが、地域社会と国家の健全な発展を約束します。私たちは家庭の価値を守り、青少年の健全育成を推進します。</p> <p>①家庭と結婚を守る政策・教育を強化しよう！ ②家庭破壊の共産主義思想・運動を阻止しよう！ ③「<u>家庭の価値</u>」を柱に憲法改正を！（世界平和連合HP、http://www.fwp-japan.org/）</p> <p>「健全とはなにか、誰が決めるのか」「結婚・家庭のあり方は多様であるべきだ」と反対勢力は批判します。このような倫理・道徳を否定する勢力を論破し、悪化する有害環境を整理しなければなりません。</p> <p>さらに抜本的に日本人の結婚と家庭の価値を守る為には、憲法改正が不可欠です。現行憲法は個人至上主義、権利至上の唯物論的色彩が極めて強く、家庭の価値や歴史・伝統を顧みません。そこから価値観が崩れ、ジェンダーフリーや同性婚などを掲げて文化破壊を目指す文化共産主義の策動を許してきたのです。</p> <p>憲法改正に当たっては、国民の義務と責任を明記し、さらに家族条項を設け、歴史と伝統の尊重を盛り込むべきです。（世界平和連合HP、「家庭力のある日本へ」、http://www.fwp-japan.org/kateikyoka/）</p>	<p>「家族」…国家・社会の基礎となる家族保護の規定を 家族は、国家社会の基礎をなす共同体です。社会の発展、子弟の教育などを支える家族の保護育成は、世界各国でも憲法に規定されている重要な項目です。（憲法改正を実現する1000万人ネットワークHP、Q&A、https://kenpou1000.org/faq/）</p> <p>核家族化が進む我が国では、家庭でも個人主義化が進んでいます。それに乗じて徹底した個人主義の社会を標榜する人たちが、改姓によって個人の人格権の一部が侵害されるとして選択的夫婦別姓を推進しています。彼らは、我が国がこれまで培ってきた家と家族の伝統を「封建的」「前世紀の遺物」などとして否定し、家意識と家制度の徹底的解体を目指しています。選択的夫婦別姓は、その手始めとして実現させようとしているのです。（神道政治連盟パンフレット「家族の絆はどうなるの？～夫婦別姓という選択～」、http://www.sinseiren.org/kizuna01.pdf）</p> <p>また、「家族」の規定については、「日本会議」（保守主義を標榜する民間団体。会員に安倍首相や稲田朋美防衛相など閣僚も多数）の考え方と同じだとの批判もあります。日本会議からそう言われて書いたわけではないでしょうが、2012年の改正草案の策定メンバーに考えが近い人が多かったのは確かでしょう。ただ、それ以前から自民党では、昨今家族の絆が薄くなり、個人主義が行き過ぎではないかという世情の変化に対する反省はもっていました。そうした変化に対して、やはり家族の絆を大切にすべき、という意見は複数ありました。</p> <p>ただ、憲法はスローガンではなく、普遍的なものです。家族という生き方に関わる価値観を憲法に書きこむのは馴染まないとも思っています。……党内でもそうした意見が増えていきます。戦前の「教育勅語」にも家族観への言及がありますが、そういうものに引っ張られてしまったのかなと感じています。（船田元、「憲法に「家族」「緊急事態条項」追加の意図は——自民党草案を読む」2016/10/7、https://news.yahoo.co.jp/feature/386）</p> <p>夫婦別姓は家族の解体を意味します。家族の解体が最終目標であって、家族から解放されなければ人間として自由になれないという、左翼的かつ共産主義のドグマ（教義）。これは日教組が教育現場で実行していることです。（安倍晋三、『WiLL』2010年7月号、p. 61）</p>	<p>（前文）……日本国民は、国と郷土を誇りと気概を持って自ら守り、基本的人権を尊重するとともに、和を尊び、家族や社会全体が互いに助け合って国家を形成する。……</p> <p>第24条 家族は、社会の自然かつ基礎的な単位として、尊重される。家族は、互いに助け合わなければならない（新設）</p>
<p>自助・共助</p>	<p>さて、以上のことから我々は社会保障の何たるかを改めて確認しておこう。日本の福祉の先駆者である山高しげりが「わが幸さちはわが手で」と述べているように本来、幸福は人さまに頂くものではなく、自分自身で手にするものである。自由にこそ人間の尊厳があるからである。</p> <p>それ故に社会福祉の基本原則は「自助」で、それは一人でという意味でなく、社会の最小単位である「家庭」に依るものである。（国際勝共連合HP（新）、「年金2000万問題：「自助」こそ自由社会の要諦だ」初出は『思想新聞』主張「体制共産主義に警戒を」2019年7月1日号、https://www.ifvoc.org/news/shiso-np190701/）</p>	<p>そもそも生活保護法自体、義務よりも個人の権利を重視する戦後日本特有の歪んだ人権思想に強い影響を受けた法律です。（世耕弘成、「福祉国家亡国論を再提起する」『正論』2012年8月号、p. 106）</p> <p>自民党はあくまでも自助・自立が第一で、そして共助の基本は家族の支え合いであり、家族支援税制は大切だと思っています。離婚に有利になる母子加算を復活させた民主党には、家族をバラバラにしたい人たちが確かにいますが。（片山さつき、「福祉国家亡国論を再提起する」『正論』2012年8月号、p. 110）</p>	<p>生活保護法改正</p>

論点	国際勝共連合の主張	世耕弘成氏・自民党・日本会議等	自民党改憲草案（2012）、実現した法律など
スパイ防止法	<p>世界の全ての先進国は、まさに「世界の常識」として「スパイ防止法」を持っているにもかかわらず、日本には、この「スパイ防止法」が未だに、制定されていないのです。</p> <p>その為に、世界から「スパイ天国」と嗤われ、北朝鮮のスパイによる、「拉致」を防ぐことも出来なかったのです。（スパイ防止法制定促進国民会議HP、http://www.antiespionage-law.org/about/about_fset.html）</p>	<p>自民党は、外国の諜報員に諸外国なみの厳罰を科すことなどを可能とする「スパイ防止法」の制定を急ぐべきである。……また、サイバー空間の利用とともに、「欧米型とは違う諜報」として近年注目されているのが摘発の難しい「素人」を「人海戦術」で繰り出す中国のケースである。彼らは例えば、米国の学校で学ぶ中国人留学生や、米国企業で働く中国系米国人に「祖国（中国）のご家族が病気なんだって？ 治療費を出してあげるから研究室（もしくは職場）に置いてある資料を何でもいいから持ち出してきてよ」などと囁き、家族愛が強い同胞を言葉巧みに勧誘する。その数や2万～3万人にも及ぶとされ、彼ら一人一人に「小石」「ダイヤ」を問わずあらゆる情報を盗んでこさせるのである。</p> <p>彼らが入手してくる一つ一つの情報は断片的であり、単独で意味をなすものは少ないが、ジグソーパズルと同様、空白部分をプロが補うことによって機密が判明することもある。実に手間のかかる作業だが、中国はそれを苦しめない。（宮家邦彦（キャノングローバル戦略研究所研究主幹・第1次安倍政権の首相公邸連絡調整官）「【正論10月号】安倍氏三選の意義 これをやらずに何をやる スパイ防止法は世界の常識」産経ニュース、2018年9月29日、https://www.sankei.com/premium/news/180929/prm1809290002-n1.html）</p>	<p>特定秘密保護法、国家安全保障会議（日本版NSC）、共謀罪法</p>